

# 【助成事業のお知らせ】

## 令和7年度山形県木材産業協同組合 県産木材サプライチェーン構築支援事業

### 1 事業の目的・主体

県産木材の利用拡大に向け、地域の素材生産業者・製材工場・工務店等が連携する県産木材サプライチェーン構築

●補助主体 山形県木材産業協同組合（※以下木産協）

### 2 助成対象者等

対象事業体	● <u>県内の製材業を営む「やまがたの木認定事業者」であること</u> (選定基準) 新たなサプライチェーンモデルの構築に意欲的な事業者 ※ 県内の新たなサプライチェーン構築のモデルを目指す、意欲的な事業者であること ※ 事業実施期間中、県や木産協が行う現地調査等への協力、安全指導等を受ける意思がある事業者
事業体要件	● <u>原木生産から製品製造、工務店等への供給までの工程において、木材の【安定供給に関する取引協定】を締結していること</u> (標準様式) (素材生産者・製材工場・地域工務店等で協定を締結)

※ 事業体の選定は理事長等で構成する「事業実施主体選定審査会」で実施

### 3 助成対象経費・助成金の額

対象経費	助成額
【選別・運搬経費】 ・ <u>建築用原木：山土場から製材工場へ選別・仕分け・運搬する経費</u> (対象期間・原木：7年4月1日以降、協定締結を前提に伐採・仕分けし運搬した原木)	定額： 原木1m <sup>3</sup> あたり 1,000円以内
【製品加工・乾燥経費】 ・ <u>工務店等に納入するために木材を製品へ加工するための経費</u> (対象期間・製品：7年4月1日以降、協定締結を前提に製材加工した建築用製材) ※【乾燥経費は、KD材、AD材の乾燥経費とし、自社工場又は委託によるものが該当】 ※【製材部位は「①軸組・小屋組みの構造材」と「②構造材以外の部位」とし②のみの出荷の場合は対象外とする】	定額： 原木1m <sup>3</sup> あたり 5,000円以内 製品歩留まり 【0.5】(標準)で 製品を納入

### 4 事業の流れ

- 【実施要綱の制定】(6月2日)
- 【事業の交付申請→事業実施主体選定審査会→交付決定】
- 【安定供給に関する取引協定を締結】(3者) → 【(伐採)選別・仕分け・運搬】
- 【選別した原木の製材加工】 → 【建築用製材の工務店等への納入】(令和8年2月末まで)  
(実績報告) 完了の日から20日を経過する日又は令和8年3月3日のいずれか早い日

### 5 その他

- ・事業予算に限りがあり【4地域別に支援事業者数の枠を設定】(各地域1事業者：想定)
- ・県補助事業に準じた書類の提出等が必要(状況報告等)
- ・実績報告時：原木納品伝票(写)、製品納品伝票(写)他各段階の写真等